

北海学園大学 法学部報

〔巻頭特集〕

第13回市民公開講座「市民生活と法」……………1

〔研究室訪問1〕

「社会科学としての法学」

～いやいや、そう難しく考えずに！ 飯野海彦……………3

〔研究室訪問2〕

学生時代の事など… 上野之江……………4

〔教室の窓から〕

「体育実技」の現在 ―北海学園大学の試み― 亀井伸照……………5

〔次期法学部長にきく〕

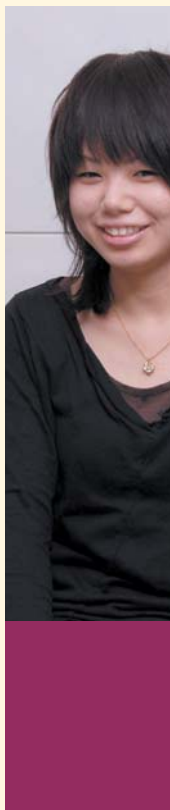
「法学部の今後の課題」 向田直範……………6

もっと知りたい「司法書士試験に合格して」……………6

行事予定・法学部各種入試予定一覧……………7

2008.1.20 No.18

Faculty of Law



第13回市民公開講座 「市民生活と法」

去る平成19年11月10日(土)から12月8日(土)まで、北海学園大学法学部第13回市民公開講座「市民生活と法」(全5回)が開催されました。各回のテーマはつぎの通りでした。

第1回 新会社法の主な改正点と
小規模会社における問題点

第2回 債務者・保証人に
商法が適用される場合の問題点

第3回 死亡保険金をめぐる争い
—保険法と相続法の交錯する問題を中心に—

第4回 内部告発の法律問題
—よき市民としての労働者の保護

第5回 小さな金銭トラブル
—やすく素早く易しい解決をめざして

まずは市民公開講座の企画を担当された中元啓司教授に、今回の講座の目的をうかがいました。

中元 一般市民が社会生活を送るなかで、さまざまな事件や事故に巻き込まれることがある。民事関係の争いごとについては、民法に関わることもあれば、民法以外の他の法律にかかわることもある。今回は、民法以外の商法・会社法、労働法、民事訴訟法について、各専門の分野でこれだけは知っておいた方が良いと思われるテーマを一つ選びました。

第1回

担当講師
法科大学院准教授
草間 秀樹



研究テーマ
コーポレート・ガバナンス

担当科目
会社法

第2回

担当講師
法学部教授
中元 啓司



研究テーマ
新会社法下での組織財務再編の柔軟化・
資本制度の緩和とその対応

担当科目
商法

●概要

「新会社法の主な改正点と小規模会社における問題点」というテーマを取り上げました。

まずは、新会社法の制定に伴い、従来の有限会社法が廃止されましたが、今まで存在していた有限会社はどうなるのか、そして、新しく設けられた合同会社の特徴、さらに、最低資本金制度が廃止されるに至った背景など、新会社法における主な改正点についてお話しいたしました。そのうえで、登記簿上、取締役として名前を連ねてはいるが、実際には取締役としての活動をしていない形式的な取締役の責任について、解説いたしました。これまでは、3名以上の取締役を揃える必要があったために、小規模な株式会社においては、このような形式的な取締役の存在が少なくありませんでした。このような者に対して、取締役としての責任を負わせることができるか否かについては争いがあるものの、最高裁の判例は責任を肯定しています。もっとも、新会社法の下では、機関設計の柔軟化を図り、小規模な会社においては、取締役を1名とすることも可能となりましたので、この問題は徐々に減少していくものと期待されます。

●概要

私法上の法律関係に関して適用されるのは、まず民法である。しかし、ある一定の場合に商法が適用されることになる。どのような場合に商法が適用されることになるのかについて、いくつかの事例により、その一端を示すことで、商法に関して一般市民が日常生活において注意しなければならないことがあるということを話しました。

義理人情から仕方なく商人とならざるをえない場合もあるが、債務保証は、印鑑を一つ押すだけで済むことや、また、保証した当初は保証人の懐は全く痛まないことから、時にきわめて安易にそれを受け取る者もいる。民法が適用される場合には、単純な一般保証人になったつもりであったのに、商法が適用されるということになると、連帯保証人に変身させられてしまうというマジックのような世界に放りこまれる。そのようなことにならないようにするためには、どのようなことに注意して行動しなければならないのか。法律の不知は許されないという法諺がある。商法についても少しアンテナを張って知識・情報を逃さないようにすることが大切である。



第3回

担当講師

法学部教授

新山 一範



研究テーマ

保険契約法

担当科目

商法

第4回

担当講師

法学部教授

小宮 文人



研究テーマ

雇用終了法

担当科目

労働法

第5回

担当講師

法学部教授

池田 粂男



研究テーマ

民事手続法

担当科目

民事訴訟法

●概要

商法の中の身近な問題のひとつとして、保険法と相続法の交錯する生命保険契約の死亡保険金受取人に関する問題を取り上げてみることにしました。成立していることには問題のない死亡保険金請求権の帰属に関する紛争です。

取り上げた問題は次のとおりです（いずれも保険契約者が自己の生命の保険契約を締結していた場合です）。①受取人が「妻、何某」と指定されていた場合における離婚した「何某」と保険契約者の相続人との間の争い、②被相続人（保険契約者）の債権者と受取人である相続人との間の争い、③受取人である相続人と他の相続人との間の保険金請求権の特別受益性に関する争い、④受取人が「相続人」とされる場合における複数の受取人（相続人）間の保険金の取得割合に関する問題などです。

③か④に関する質問があるかと思っていましたところ、②の補足的説明に対して質問がありました。債権者による生命保険契約の解約など、債権者との間の紛争に焦点を絞ってお話をすべきであったようです。

●概要

最近頻繁にメディアで報道されている食をめぐる不正行為が発覚したのは、当該会社の従業員、取締役又は取引業者等による内部告発による場合が多いようです。その意味で、社会的な不正を正すために、内部告発が果たす役割は大きいという社会的な認識が一段と高まったといえます。そして、内部告発というと企業のコンプライアンス（法令遵守）の推進という側面が強調されることが多いように思います。しかし、少なくとも、労働者の内部告発は、労働契約上の誠実義務及びその内容の一部とされる守秘義務と抵触する側面があります。したがって、その法的正当性が常に認められるわけではありません。すなわち、内部告発は、しばしば、よき従業員としてなすべく期待される行動とよき市民としてなすべく期待される行動とが矛盾する局面なのです。私は、こうした視点から、労働者の内部告発はどこまで正当なものとして保護されるのかということについて、判例などを交えながら、お話ししました。

●概要

平成8年に新民事訴訟法が設けた「少額訴訟」は、支払をめぐる紛争を簡易裁判所で解決する制度です。その後、金額の上限が60万円に倍増されました。面倒な訴状や答弁書の作成は、簡裁の窓口で説明を受けながら書式にチェックを記入するという運用が行われています。約2時間の1期日審理が原則。判決は即日と言渡され、控訴はできません。このように、地裁に比べて簡易な簡裁の通常手続をさらに簡略化した特別な手続ですので、被告が求めると通常手続に移行する余地を残しています。判決や和解などで決着しても任意に支払われない場合のため、平成16年に「少額訴訟債権執行」制度が民事執行法に追加されました。執行文付与の手続を省略し、簡裁の裁判所書記官が担当する特別な強制執行です。判決と執行の両手続に要する費用は2万円ほどで、従前の簡裁手続と大差はありませんが、国民に利用しやすく、より身近な裁判制度として受けとめられたのでしょうか、受講者から紛争体験を交えた質問が相継ぎました。

参加者アンケートから

今回は33名の参加者の皆様から講座に関するアンケートへのご協力をいただきました。講座に対する評価としては、「わかりやすく面白かった」「興味深かった」「自己啓発に役立つ」など好意的なものがある反面、「全体的に時間が短すぎる」「質疑応答の時間を考慮してほしい」「板書が少ない」「関連資料や条文を配布してほしい」「もっと広い教室にすべき」「専門用語の解説がない」「下を向いて話していた」「声が小さい（マイクが必要）」「講義の仕方をもっと工夫してほしい」などの厳しいご批判・ご要望もいただきました。

今後、講座で取り上げてほしいテーマには、「裁判員制度」と「身近な法律問題（金融・贈与・相続・離婚・教育・医療・介護など）」をあげた方がもっとも多く、そのほか「冤罪」「海外派兵」「民事執行制度」「労働問題」「知的財産権」「心理学と法」「法社会学」などのテーマも寄せられました。大変貴重なご意見をいただき、誠に有難うございました。

最後に、中元教授に総括をお願いいたします。

中元 各回の質疑応答・アンケートから、第1回は起業を考えている人に関心を持たれ、第2回は夫婦間での内緒の保証承諾に身に覚えのある人をドキッとさせ、第3回は相続について考えている人に熟考の必要性を感じさせ、第4回は最近の食品偽装に絡む内部告発等についての落とし穴を気づかせ、第5回は身近な紛争処理手段として活用できると考えてくださった受講生が多かったように思われた。広い教室が確保できなかったことについては反省しております。

（構成：鈴木）

「社会科学としての法学」 ～いやいや、そう難しく考えずに！

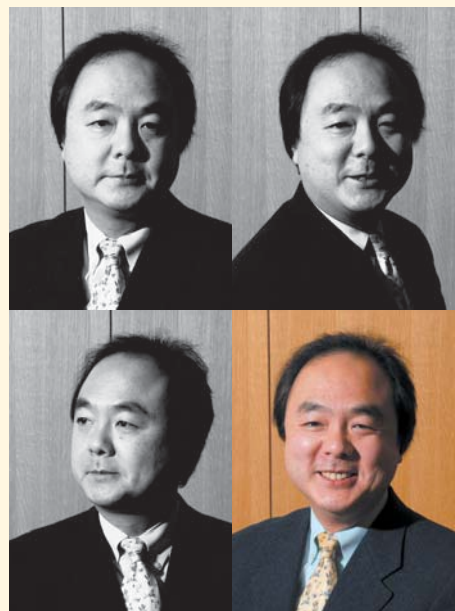
「真実を明らかにする」という幻想

坂本竜馬を殺害したのは誰なのか、本能寺の変の首謀者明智光秀や源実朝暗殺犯の公暁の黒幕は誰なのか…歴史学者のみならず、歴史ファンの素人までが、色々な「根拠」を推測で補いつつ知恵を絞り、歴史的事件の「真実」に辿り着いたと、その成果を披露することがあります。その「根拠」とは、日記に記された出所の確かでない風聞であったり、各方面からの報告をまとめた役所等の記録であったりします。また、『『僅かな手掛り』から真実を明らかにした』ということもあります。これらの「根拠」は、訴訟法学で言うところの伝聞証拠であり、証明力の著しく乏しい証拠であります。歴史的事実を明らかにするに際しては、得られた根拠＝証拠を総動員することが許されます。

ところが、誤って無辜を処罰することを避けるための装置である刑事手続においては、伝聞法則、自白法則、違法収集証拠の排除法則といった証拠能力の制限があります。また、「僅かな手掛り」も、それが著しく低い証拠価値しかない証拠であるときは、事実認定者を惑わすものであるとして、本来法廷での使用が禁止されます。そして、被告人を弾劾する側で合理的疑いを容れないまでの立証がない限り有罪、つまり犯人であるとは認められないのです。刑事訴訟における真実とは歴史的事実ではなく、検察官 vs. 被告人・弁護人の攻防の末、用いてはいけぬ証拠を排除した上で裁判官が認定した事実過ぎません。つまり、「刑事裁判で真実が明らかになる」ということは、残念ながら幻想でしかないのです。

まいりました。法務省の発行する犯罪白書を紐解けば、全刑法犯検挙人員に占める少年の割合（少年比）の異様な高さ（時に5割超）の一方で、全凶悪犯に占める少年の割合が非常に低い（殺人事件の1/15）こと、少年事件の大部分が窃盗などであることが一目瞭然です。少年犯罪の凶悪化が特異な事件が繰り返しマスコミで取り上げられたことによる幻想に過ぎないことは明かです。このため、故意の犯罪により被害者を死亡させた場合は、保護処分ではなく家裁から検察官へ送致して刑事処分を課すといういわゆる「原則逆送制度」設置の目的は、「少年の規範意識を覚醒させるため」というものとなり、少年犯罪の凶悪化に対処できるか否かといった実証的検討とは全く関係なく改正自体が自己目的化したことを示すものでした。

そして、2007年5月には、長崎幼児誘拐殺害事件と佐世保女子同級生殺害事件という2つの特異な事件が巻き起こした触法少年凶悪化の幻想により、14歳未満の触法少年に対してもこれまでの児童福祉法上の措置だけでなく、少年院送致ができるよう法改正がなされました。少年院退院者の再非行率が刑務所出所者の再犯率の1/3であるため、「こんなに良い制度を触法少年の処遇にも用いない手はない」というのが、その改正の理由です。そうであれば、原則逆送制度導入や14.5歳の中学生まで逆送を認めて再犯率の高い刑事処分の対象範囲を広げ、素晴らしい制度の下から追いやった2000年の少年法改正は何だったのでしょうか。国民には、こんなに判り易い立法院の矛盾を見抜く目を持って欲しいものです。



飯野海彦

実証を欠いた政策決定—少年法改正

法改正のような政策決定に際しては、「世の中にはこういう問題が起きているのだ」という事実の認識（sein）をしっかりと行っただけで、「それではこういう対策を採ろう」という（sollen）があつて然るべきです。少年法を厳罰化するべきかという政策課題の前に、厳罰化で少年の凶悪犯罪が減るかという調査課題があり、その前提に少年非行の動向—凶悪化という根拠を示すというステップを踏んで、法改正と言う政策決定を行うべきなのです。

ところが、2000年の少年法改正では、「少年法の厳罰化」という目的を世論と政治家とが共有したことで、こうしたステップを全て飛ばして「厳罰化」の結論へと突っ走ってし

演習のこと

法学は、判例や学説を学んでの解釈学と言う側面のほかに、法・制度の運用や立法が社会にどのような影響を与えるかといったことを考察する社会科学としての面も有します。ここで、私の演習全履修者に統計学的手法等を用いた実証研究を望むことは酷であるため、夏休みには少年院・刑務所等の矯正施設見学を実施し、ドラマ等でステレオタイプ化された少年院のイメージが幻想であったことをせめて自分の目で見て確かめてもらっています。それが将来何の役に立つかって？就職の面接の際のネタでしょうか…「社会科学を学んだ」と言うには程遠いのですが。

（法学部教授：担当は刑事訴訟法など）

学生時代の事など...

私の担当は共通教育の英語科目で主に授業では全学の1、2年生と接しております。法学部では基礎演習を担当しています。今回は自分の研究分野と基礎演習について紹介します。

応用言語学を学ぶ

私は学部の卒業論文は英文学で書きましたが、卒論を提出し終えて思ったことは、自分は英文学には向いていない、ということです。どちらかというと実験を通して実証的に積み上げていく学問の方が向いていると感じました。学部教育では英文学と英語学の両方を勉強していました。当時盛んだったMITのチョムスキーがうちたてた言語理論である変形生成文法については、その権威の一人である安井稔先生の授業を受けたことが印象に残っています。ラテン語、ドイツ語、スペイン語と英語以外の言語にも挑戦しましたが、残念なことにひとつとして身につけませんでした。英語はどうか勉強を続け英検1級を取得することができました。それも困難な道のりでした。文法、読解中心の筆記試験は受かるのですが、1分間スピーチが試される2次試験がなかなかかかりません。スピーチの題目をその場で選び数分の準備の後、すぐ話すのはなかなかたいへんでした。自分の英語力を上げること、英語学関連の科目をもっと勉強しようと思いアメリカ合衆国インディアナ州ブルーミントン市にあるインディアナ大学大学院言語学部に入学し応用言語学の勉強を始めました。応用言語学（Applied Linguistics）とは一般に言語の獲得・習得、言語教育を研究対象とする学問と定義されています。私はその中で第二言語習得研究・言語教授法研究を選びました。言語理論を教育に応用する学問です。TESOL（Teaching English to the Speakers of Other Languages）プログラムと呼ばれていました。インディアナの言語学部は言語学の分野で有名な教授陣がたくさん活躍していました。応用言語学部門では第二言語習得理論のValdmanが活躍中でした。

ここでは、Robert Port の下でPhonetics（音声学）を学びました。Phonetics Laboratory（音声学実験室）で音声の周波数を色の濃さで示すスペクトログラム作成に何時間も費やしました。今ならデジタルで波形をすぐ再生できますが、当時はオープンリールのテープレコーダーを使い随分時間がかかったものです。Portは「音声学はパフォーマンスの学問である」が持論で、音韻記号は全部発音できなければならないと中間試験には面接試験があり、先生が

示す発音記号を見てその音を正確に発音しなければ落第でした。日本語には存在しない音を正しく発音するのはたいへんでした。今まで使っていなかった喉の筋肉を使い何回も練習しました。音の聞き取り記述では、聞いた音全てを発音記号で記述するのですが、母音が5つしかない日本語の悲しさで、母音の記述が正しくできません。英語、韓国語、アフリカ個別言語の話者である他の学生達は母音を10以上豊富に持っているのに、こんな簡単なことがなぜできないのか、と冷やかな目で私を見ていました。また、反対に長音については、私とアフリカ系が得意満面でした。

JACET 8000とCALL

帰国後は大学の語学教育を担当し、日本人英語学習者のニーズ分析、ライティング分析、語彙分析などをしてきました。大きな仕事としては、大学英語教育学会のJACET8000基本語改訂委員会の委員として、「JACET 基本語彙4000」の改訂作業を進め、2003年に「大学英語教育学会基本語リスト（JACET8000）」（書籍：日本大学英語教育学会発行）を発表したことです。改訂作業の中で基本語彙作成に関わりコーパスを使用して科学的に学習語彙リスト構築を試みました。JACET8000は日本の研究者、教育関係者の利用が増えています。また、コンピュータを利用した英語教育にも興味があり、語彙練習ソフト評価、インターネットを利用したE-mail交流、Reading練習ソフトを利用した授業などを実践してきました。本学でも語学に特化したコンピュータ室が早くできることを願っています。

基礎演習について

本学で有意義な大学生活を送ってほしい、という願いを込めて毎年基礎ゼミを担当しています。専門ゼミにつなげるための文章作法、ゼミ運営方法、議論の仕方などを訓練しています。それとともに、学生の皆さんには共に学ぶ仲間作りの場になればと考えています。E-learning等で遠隔コミュニケーション手段が増えれば増えるほど、対面で切磋琢磨する機会は貴重となります。大学教員も、対面で個人に合わせて細やかに対応していくことが求められています。毎年新入生が頼もしい大学生になるのを見て、私も元気をもらっています。今後は、本学学生の英語力向上に励む予定です。（法学部教授：担当はオーラル・コミュニケーション、英語特講など）

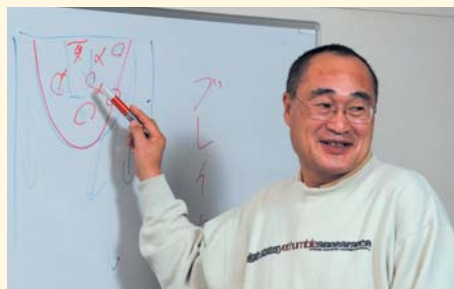


上野之江

「体育実技」の現在

— 北海学園大学の試み —

亀井伸照教授にきく



—「体育実技」の授業に使っている体育館は相当古そうですね。

亀井 そうですね、現在授業と課外活動でも使用しています第一体育館は、1968年から40年間使用している歴史のあるものです。

夏は暑く、冬は暖房を入れてもなかなか室温があがらず、暖房が止まると30分足らずで外気温と限りなく近い温度となる「風通しのよい」建物です。このインタビュー、サブタイトルは「体育館のすきまから」がぴったりかも知れませんね。

—「体育実技」の受講者はどれくらいいるのですか？ たしか今は選択制ですよ。

亀井 「体育実技」は10年前まで必修科目でした。1年生の前・後期と2年生の半期で開講していました。今は、全学年を対象に選択科目として開講されています。必修から選択に移行したときには受講者が減少することを心配しましたが、現在、受講希望者は2000名を越えていて、希望者が集中する種目では抽選したり種目変更を受付けたりします。実際の受講者は毎年1600名～1800名で、必修の頃とほぼ同数で推移しています。

—北海学園大学でおこなっている「体育実技」の特色はどんなところでしょうか？

亀井 そもそも「体育実技」の目的は、授業を通して生活の基本である健康・体力に関する理解を深め、これを積極的に増進してゆく態度や能力を開発し、豊かな人間性を養うことにあります。

受講希望者は、それぞれ体を動かすことに関心があるとか、みんなとスポーツを楽しみたいなど、さまざまな希望をもっていますので、

今回は、共通教育科目のひとつ「体育実技」について、担当の亀井伸照教授にお話を伺いました。北海学園大学における体育実技は、必修科目から選択科目となるとともに、そのプログラムを大きく変えて、学生自身による自己の心身管理をめざすものになりました。そのあたりのお話をうかがいます。

これらに対応できるように、現在の施設で可能な限り多くの種目を、多岐にわたって開講することを検討してきました。

—学生はずいぶんたくさんの種目から選択できるそうですね。

亀井 現在は、18種目を開講していて、大別するとフィットネス種目と、スポーツ種目のふたつに括することができます。

—「フィットネス」の授業を見学してきましたが、全員でダンスやストレッチをしているのかと思いきや、学生がみな自分のノートを持っていて、それを見ながらそれぞれに自分のプログラムをこなしているの、最初は何をやっているのかと思いました。

亀井 「フィットネス」とは自分の理想とする姿（身体的・精神的・社会的に）に適合(fit)した身体や心の状態を意味しています。つまり、生き活きた生活を送るために必要な健康・体力を総称してフィットネスと呼んでいます。フィットネス種目を一言で言うと「健康のための体力づくり」を理論と方法の両面から学ぶ授業で、フィットネス、ウェイトトレーニング、スポーツトレーニング、エアロビクスダンスエクササイズ、ウォーキング&ジョギングなどが開講されています。

「フィットネス」の授業の様子は、学生ひとりひとりが自分の体の状態を把握して、必要なトレーニングやストレッチのプログラムを自分で考えられるようにすることをめざしているからです。

—スポーツ種目はどうですか？

亀井 スポーツ種目としては、学生たちが中学、高校ですでに経験しているバスケットボール、卓球、バドミントン、バレーボール、フットサルなどはもちろん、勝ち負けにこだわらず気軽に楽しめる、レクリエーションスポーツ、



ニュースポーツが体育館で行なわれています。

これらの種目は、履修した種目を生涯スポーツとして継続してゆけるように、その種目に関する知識（歴史、特性、ルール、審判法など）を深め、技能の習熟を図り、自分の体の状態を把握しつつ、スポーツの楽しさを理解することをねらいとしています。また、コミュニケーション能力をたかめ、人間関係を深める意味でも、チームでの技術練習やミーティングなどで自主的な活動が重視されます。

—清田地区にも野球場やグラウンド、テニスコートなどがありますが……

亀井 清田グラウンドでは、半集中授業の形式で硬式テニス、サッカー、ソフトボール、軟式野球が前期に開講されています。

ほかにも、空手や柔道があり、これらは女子学生にも受講者が増えています。

—最後に、今後の抱負などがあればお聞かせ下さい。

亀井 では、学生諸君とともに実行、実現できればと考えていることを。

朝起きてから洗顔、朝食、更衣、通学、授業、課外活動、帰宅、入浴、就寝など、個々人によってさまざまな生活が考えられます。そのなかにぜひとも、一日に、20～30分体を動かすことを生活習慣として取り入れてほしいのです。そのことによって、自分の心身の状況を把握し、管理することができます。

そのためにも、ただ単に授業や課外活動のためだけではなく、学生諸君が授業の空き時間や休講の際に、また、教職員が昼休みや勤務の終了後に、誰もが気軽に使用できる施設の充実を図れればと願っています。

(構成：藤田)



次期学部長にきく 「法学部の今後の課題」

向田直範



次期学部長に予定されています向田直範教授に、就任にあたっての抱負を述べていただきました。

大学を取りまく厳しい状況のなかで学部長職につくことになり、身の引き締まる思いです。大学にとっては、少子化による就学人口の減少の中でどのようにしてよい学生を確保するかが最大の課題です。法学部に関しては、本州の大手私大の法学部が札幌受験場を設けて学生確保に積極的になっている現状で、どのように対抗するかが問題です。簡単な処方箋はありません。入学した学生により教育を施し、いわゆる付加

価値を付けて社会に送り出すという地道な努力を続けることによって、大学・学部の社会的評価を高めることに尽きるでしょう。

法律学や政治学は広い教養と知識を前提とした学問ですが、ここ数年、その基礎学力に欠ける学生が増えてきたよう思います。ベネッセコーポレーションの調査によると、高校生の学力、学習習慣および進路意識などは二極化しており、大学入学時は高校四年なので、手間を加えないと大学一年生にはならないとのことですから、これは本学だけではなく、全国的な傾向のようです。一年次の基礎的な教育をどのように充実

するかが課題です。

また、法学部卒業生には、法学研究科（大学院）と法務研究科（ロースクール）が用意されています。就職委員として、二年間学生諸君と面談した結果では、当初は法曹の途に進みたいとの希望を持っていたが途中で挫折し、公務員の途を選んだという学生が少なくありませんでした。学生のニーズをうまく汲み上げてロースクールへ誘導する方策が必要ではないかと思っています。マスコミ関係へ就職したいとの希望を持っている学生も少なくありません。しかし、大学四年間ではなかなか難しいと思います。二年間大学院へ進み十分な力をつけて受験するという途もあります。いずれにしろ、これらは法学部だけで解決できるものではありません。大学院およびロースクールと話をつめて、制度の改革をしたいと考えています。

以上述べたように、学生の資質やニーズと現行のカリキュラムがうまく適合していない点があると思っています。カリキュラムの全面的な見直しが必要です。できるものはすぐ着手し、できないものは二年間の任期中に何らかの道筋をつけたいと考えております。

もっと知りたい 「司法書士試験に合格して」



法学部法律学科 4年
廣川修平

今回は、今年度、司法書士試験に現役の4年生で合格した廣川修平さんに、一文を寄せていただきました。廣川さんは法学部で開催している「法職講座」を受講し、みごと難関を突破しました。

法職講座は、学生が受験のための学習に入る際の入門講座として、学部のカリキュラムとは別に無料で開かれていて、本学の教員とOBの司法書士によって毎週土曜の午後、民法・刑法・憲法・民事手続法などを開講しています。この講座からは、これまでも司法書士試験や司法試験などの合格者を輩出していますが、廣川さんのように、在学中に司法書士試験に合格する学生ができたことは、同じ道をめざす多くの学生のはげみになることでしょう。

私が司法書士を目指すきっかけ

最初のきっかけは、大学1年の基礎ゼミを受講中に、中川敏宏先生が司法書士という職業についての話をしてくれたことでした。その話は、端的に言うと「司法書士になるのは難しいけれども、もしなったとした場合、普通に就職した場合に比べてもらえる給料がこのくらい違って…」といったように司法書士という職業の旨みについての話でした。普通が嫌いで単純な私は、いい意味で中川先生の話に騙されるように司法書士という仕事に興味を持ち始めました。しかし、その時はまだ夢物語くらいにしか考えていませんでした。

そんな私が大学2年生になったときに法職講座についての案内があり、無料で司法書士である白杵裕美先生の講義が受けられるということで、土曜の4、5講目の時間だったのですが受講してみることにしました。法職講座を受講してみて、私は白杵先生の講義に非常に感銘を受けました。今まで大学の講義において法律という学問を1度も楽しく感じたことがなかった私が、白杵先生の講義を受けて初めて本当に生きた法律に触れたような気がしたのです。また、司法書士という職業の素晴らしさや楽しさも教えてもらい、自分の人生を賭けて絶対司法書士になろうと決意しました。このとき大学2年生（平成17年）の7月でした。

受験勉強、そしてその先に待っていたもの

司法書士試験は合格率2.7%という非常に難しい資格ですが、自分の人生を賭けた私にとって合格率などは気にもなりません。大学3年生になり両親に頼み白杵裕美先生が講師を勤める予備校に通わせてもらってからは、次年度の大学4年生の時の司法書士試験で合格することを目標に毎日勉強を頑張りました。今までの人生で勉強にうち込んだことなんてありませんでしたが、受験勉強が嫌になり途中で投げ出したいという気持ちにはなりません。また、私は両親に親孝行をしたことがなく迷惑ばかりかけてきたので、どうしても大学在学中に合格したい気持ちでいっぱいでした。自分の人生のためだけではなく、周りの人々のために頑張ることで、気持ちの弱い部分の逃げ道をなくすことができたことも頑張れた要因だと思います。

そして幸運にも私は、平成19年度の司法書士試験に合格することができました。目標を達成したわけですが、今現在、不思議と自分の中に満足感はありません。理由は、きっとまだ司法書士として活躍しているわけではないし、まだ周りの方々に恩返しをしていないただの学生だからだと思います。ただ法職講座を受講したことがきっかけで、自分がやりたいことを見つけ、それを実現したということに大きな喜びは感じています。これから、法職講座を通じて、後輩達のきっかけ作りに役立ちたいと思っています。

2008年度 法学部各種入試予定一覧

社会人特別入学試験

●Ⅱ期(面接・小論文)

募集人員: 2部法学部 面接 20名 小論文14名

出願期間: 2008年2月18日(月)から

[郵送]24日(日) 消印有効

[窓口]25日(月) 16時締切

試験日: 2008年3月1日(土)

* 法学部1年次入学試験は、学部単位で募集します。所属学科(法律・政治)は入学後1年次末に決定します。

法学部編入学試験 (3年次編入)

募集人員: 1部法律学科 推薦を含め20名

1部政治学科 推薦を含め10名

2部法律学科 若干名

2部政治学科 若干名

●Ⅱ期(一般)

出願期間: 2008年1月21日(月)～2月1日(金)

試験日: 2008年2月23日(土)

出願資格、必要書類などについてのお問い合わせは法学部事務室までお願いいたします。

電話:011-841-1161(内線2223・2226、法科入試 2420・2422) FAX:011-824-7729

2008年度 北海学園大学オープンキャンパス実施

●第1回オープンキャンパス: 2008年 6月28日(土)

●第2回オープンキャンパス: 2008年 8月 4日(月)

●第3回オープンキャンパス: 2008年10月 4日(土)

大学院法学研究科 入学試験

●修士課程Ⅱ期

一般・社会人特例選抜入試

募集人員: 法律学専攻 7名

政治学専攻 5名

出願期間: 2008年1月10日(木)～22日(火)

試験日: 2008年2月15日(金)

●博士(後期)課程

一般・社会人特例選抜入試

募集人員: 法律学専攻 2名

政治学専攻 2名

出願期間: 2008年1月18日(金)～28日(月)

試験日: 2008年2月16日(土)

法科大学院(法務研究科) 入学試験

●B日程

出願期間: 2008年2月1日(金)～15日(金)

小論文試験(法学既修・未修者共通)

面接試験(法学既修・未修者共通)

試験日: 2008年2月23日(土)

法学既修者認定試験

試験日: 2008年2月24日(日)

行事予定

2007年度

2月 2日(土) 第2学期定期試験終了
6日(水) 第2学期追試験申込受付

}

7日(木)

9日(土) 入学試験

}

12日(火)

19日(火) 第2学期追試験

}

22日(金)

3月 1日(土) 社会人Ⅱ期入試

10日(月) 卒業生発表

卒業延期者ガイダンス

11日(火) 進級生発表

卒業延期者等面談

14日(月) 学部研究生入学試験

20日(木) 卒業証書・学位授与式

29日(土) 新3年次編入生ガイダンス

31日(月) 旧カリ4年次ガイダンス

2008年度

4月 1日(火) 新カリ4年生ガイダンス
成績不振者ガイダンス

2日(水) 新3年生ガイダンス

成績不振者ガイダンス

3日(木) 新2年生ガイダンス

成績不振者ガイダンス

7日(月) 入学式

8日(火) 新入生ガイダンス

}

9日(水)

9日(水) 演習／外国書講読申込

}

10日(木)

11日(金) 第1学期授業開始

14日(月) 履修相談

演習／外国書講読許可者発表

14日(月) 再募集申込

}

15日(火)

15日(火) 履修登録受付

}

18日(金)

21日(月) 9月卒業申込受付開始

5月16日(金) 学園創立記念日

6月28日(土) 第1回オープンキャンパス

7月17日(木) 第1学期授業終了

18日(金) 補講日

}

23日(水)

24日(木) 第1学期定期試験

}

8月 2日(土)

4日(月) 夏季休業開始

第2回オープンキャンパス

6日(水) 第1学期追試験申込受付

}

7日(木)

9月 2日(火) 第1学期追試

}

5日(金)

20日(土) 夏季休業終了

9月卒業生発表

22日(月) 第2学期授業開始

北海学園大学法学部報 第18号

[2008年1月20日発行]

発行: 北海学園大学法学部

〒062-8605 札幌市豊平区旭町4丁目1番40号

電話:011-841-1161(代) FAX:011-824-7729

印刷: 中西印刷

〒007-0823 札幌市東区東雁来3条1丁目1-34

電話:011-781-7501 FAX:011-781-7516

デザイン: 畠山尚デザイン制作室

写真撮影: 泉澤宏昭(ヒロフォト・アド)

ただし1頁左下・5頁右下の写真を除く。

2007年度学部報委員: 鈴木 光・千葉華月・藤田 正